

建設業無災害運動月間

- 運動月間:平成 30 年 3 月 1 日 ~ 31 日 -

- 準備月間:平成 30 年 2 月 1 日 ~ 28 日 -

年度末は、公共工事等多くの工事が竣工に向け、繁忙期となり、また、工事関係者、色々な職種に係る従事者の出入りも多く、注意力が散漫しやすい時期です。

建設業無災害運動月間は、この時期における労働災害防止活動の一層の推進を図る目的で、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部及び各分会が主催する取組です。

当署ではこの取組を後援し、次の日程の説明会に参加します。

- 2月 2日(金) 13:30 ~ 瀬戸内建設会館
- 2月 5日(月) 15:00 ~ 和泊町中央公民館
- 2月 7日(水) 15:30 ~ 与論町中央公民館
- 2月 14日(水) 13:30 ~ 徳之島建設会館
- 2月 20日(火) 13:30 ~ 喜界町中央身公民館
- 2月 23日(金) 9:30 ~ 奄美建設会館

三大災害(墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、倒壊・崩壊災害)の防止を中心に、リスクアセスメントを徹底しましょう!

製糖期の災害防止にご留意ください

製糖期に入り、サトウキビの収穫、運搬、製糖などの各作業が本格的になっています。残念ながら、例年、製糖に関わる色々な事業において、少なからず災害が発生しています。手すり等の設置による墜落防止、安全で有効な通路の保持による転倒防止、保護帽や保護衣の着用、高温になる箇所(液体の飛散箇所や蒸気の発生箇所を含む)に近接しない(当該箇所に覆いを設ける)など、過去の災害事例も教訓にしつつ、安全な作業を心がけていただきますようお願いします。

なお、昨年度の当署による指導では、複数の事業場において、運搬に用いる小型移動式クレーンについて、無資格者による運転、過巻防止装置・傾斜角指示針・フック外れ止めの不良などが確認されましたので、使用する車両等について、有資格者による運転、点検整備の徹底にご留意いただきますようお願いします。

【参考;平成 29 年の災害事例】

- 1 サトウキビ収穫作業中、他の労働者の手斧が誤って当たり、左足の甲に裂傷を負った。
- 2 サトウキビの積み下ろしを終えて、片付けをしていた時に、蓋のない側溝の上を覆っていた空袋の上を踏んで足を滑らせ、その勢いで近くの擁壁に倒れかかり胸を打ち肋骨を骨折した。
- 3 製糖中に攪拌機のスイッチを入れたところ、攪拌機内の熱い黒糖汁が操作者及び近くを移動中の者に飛び散り火傷した。
- 4 ボイラー室で、機械部品の取り外しを梁に滑車を掛けて行っていたところ、当該滑車が外れ、労働者の左手甲を直撃し骨折した。

働き方・休み方改善ポータルサイト

~ 効率的に働いてしっかり休むために ~
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労基署 だより

第 129 号

H30.1.23

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **737** 円

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。